

4 経営第 298 号
令和 4 年 4 月 26 日

東京都知事 殿

農林水産事務次官

農林漁業セーフティネット資金実施要綱の一部改正について

今般、農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の円滑かつ的確な実施に御配慮をいただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

以上、命により通知する。

